

女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備考
女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 6-3 トレーニング補償金（アマチュアからプロ）に関する特記事項 (1) トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の請求権を持つチームは、当該プロ選手としての移籍（又はプロ選手への区分変更）の時点において、<u>営利法人、財団法人、社団法人、NPO法人又は学校教育法第1条に定める学校（これに準じる団体で本協会が認定したものを含む）により運営される</u>チームに限るものとする。 (6) 登録チームがトレーニング補償金（アマチュアからプロ）の全部又は一部の支払いを受けることを拒絶した場合、該当の金額は本協会に支払われるものとする。 (7) 登録チームを運営する主体が<u>本条第1項に定める団体に該当しないためトレーニング補償金（アマチュアからプロ）の請求権を持たない場合、該当の金額は本協会に支払われるものとする。ただし、登録チームが希望した場合、本協会は当該トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の金額相当の物品を当該登録チームに提供することができる。</u>	女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 6-3 トレーニング補償金（アマチュアからプロ）に関する特記事項 (1) トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の請求権を持つチームは、当該プロ選手としての移籍（又はプロ選手への区分変更）の時点において、<u>本協会に登録された</u>チームに限るものとする。 (6) 登録チームがトレーニング補償金（アマチュアからプロ）の全部又は一部の支払いを受けることを拒絶した場合<u>又は選手がプロとして登録された時点（若しくはプロ選手へ区分変更した時点）で本協会に登録していない場合</u>、該当の金額は本協会に支払われるものとする。 (7) 登録チームを運営する主体が<u>各種法人又は学校教育法第1条に定める学校（これに準じる団体で本協会が認定したものを含む。）のいずれにも該当しない任意団体である場合、当該登録チームは、トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の受領に先立ち、当該団体の実在性、代表権及び補償金の受領権限その他本協会が必要と認める事項を確認するため、本協会が別途定める手続を行わなければならない。</u> <u>(8) 登録チームが希望した場合、本協会は当該トレーニング補償金（アマチュアからプロ）の金額相当の物品を当該登録チームに提供することができる。この場合、移籍先クラブから当該チームに支払われるべきトレーニング補償金（アマチュアからプロ）は本協会に支払われるものとする。</u>	
11. 改正	11. 改正 <u>2026年 9月17日（2027年7月1日施行）</u>	